



つくばみらい市規則第 12 号

つくばみらい市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 25 日

つくばみらい市長

つくばみらい市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市保育の利用に関する規則（平成 28 年つくばみらい市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「次の各号のいずれにも該当する場合に限り」を「市内に居住している申込者の利用調整を行った上で、なお利用調整をする余地がある場合に限り」に改め、同条各号を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

つくばみらい市保育の利用に関する規則(平成28年つくばみらい市規則第1号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(管外受託)</p> <p>第10条 福祉事務所長は、他の市区町村の長からその市区町村に住 所を有する申込者の児童について市内の保育施設を利用させる ことについての協議の申出があつたときは、<u>市内に居住している 申込者の利用調整を行った上で、なお利用調整をする余地がある 場合に限り、当該申出を受けるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>(別紙)</p>	<p>(管外受託)</p> <p>第10条 福祉事務所長は、他の市区町村の長からその市区町村に住 所を有する申込者の児童について市内の保育施設を利用させる ことについての協議の申出があつたときは、<u>次の各号のいずれに も該当する場合に限り</u> <u>、当該申出を受けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該児童の申込者の勤務地が市内であるとき。</u></p> <p>(2) <u>市内に居住している申込者の利用調整を行った上で、なお 利用調整をする余地があるとき。</u></p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>(別紙)</p>